

第1章 “ブロックオファー”の構造と課題

第2章 相場操縦行為の定義と違反動向

第3章 **ブロックオファーの代替手法と牽制機能**

第4章 事件が及ぼす影響について

まとまった株式を売却する手法

纏まった株式
を売却する手
法

DMA利用

売り手が直接取引所に発注するので、証券会社からみて注文状況が分からない。

立会外分売

大量の株式の売買を円滑に執行することを可能とするために取引所に設けられた制度

ダークプール利用

外部からみて注文状況がわからない。
買い手は、証券会社自己売買部門、個人投資家、HFT業者等

売出し

証券会社による引受審査が必要
発案から決済までの期間は2ヵ月以上

ブロックオファー

非公開の売出し行為。取り扱う証券会社が、売り手・買い手の其々の相手方となる

売り手

仲介業者をコンペで選定する際は、個別銘柄に関する情報管理が必要。また、株価水準が合わなければキャンセル可能

買い手

需要をヒアリングされた場合、空売りしないとの表明が必要(他証券での取引を含め)